

# 児童扶養手当「現況届」の

## 提出期限は8月31日(水)です

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。

役場から郵送する現況届に必要な事項を記入し、必要な書類を揃えて、必ず受給者本人が役場住民福祉課(白水庁舎)へお越しください。提出の際に、担当者が近況の聞き取りを行います。

現況届の提出が遅れると、8月以降の手当が支給されなくなりしますのでご注意ください。

### 【児童扶養手当の受給要件】

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童を養育している人(児童と同居、監護し生計を維持している人)が受給できます。

※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、政令で定める程度の障がいがある場

合は、20歳未満の児童

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童(遺族補償を受けることができる場合は対象となりません)
- ③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(※注意) 手当金額は、所得で決定するため①～⑤に該当しても手当が受けられない場合があります。

### 【受給手続き】

役場住民福祉課で相談のうえ、手続きしてください。

### 【必要な書類】

- ① 児童扶養手当認定請求書
- ② 請求者と対象児童の戸籍謄

本または抄本

- ③ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ④ 請求者と対象者の預金通帳の写し、保険証の写し

### ※お知らせ

「児童手当」の現況届を提出していない人は、至急提出してください。



〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課福祉係  
Tel (62) 9195

## お子さんをお持ちのご家族へ

大きな災害の後は、心や体の不調が現れやすく、特にお子さんの場合は、心の不安が行動となって現れ、甘えが強くなったり、落ち着かなかったり、食欲がなくなるなど、さまざまです。

これらは「正常な反応」ですので、まずはお子さんの話をよく聞くようにしたり、スキンシップを増やすようにしたりしてみましょう。

それでも長引いたり、心配な場合には下記までご連絡ください。



〈連絡先〉 役場 健康推進課保健係 Tel (62) 9180  
阿蘇保健所 保健予防課 Tel 0967 (32) 0535  
県中央児童相談所 Tel 096 (381) 4451